

別紙

諮問第1532号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求却下決定及び本件非開示決定は、取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「新型コロナウイルスの対応を巡り、2020年3月1日～3月25日の間に、厚生労働省クラスター対策班、もしくは、北海道大学の〇〇教授らから提出された資料すべて（※メールも含む）」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、東京都知事が令和2年6月19日付けで行った開示請求却下決定（以下「本件決定1」という。）及び「新型コロナウイルスの対応を巡り、厚生労働省クラスター対策班が東京都の現状分析や推計した資料のうち、3月15日～17日に、同対策班が、東京都に提示した資料」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、東京都知事が同日付けで行った非開示決定（以下「本件決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対する公文書としては、新型コロナウイルス感染症の対応において、厚生労働省クラスター対策班の〇〇教授及び〇〇教授から受領した、令和2年3月21日付「厚生労働省クラスター対策班による都における現状分析・推計」が該当するが、同月23日の東京都知事の記者会見後、東京都の公式ホームページで公表しているため条例18条2項に該当する公文書であるとして本件決定1を行った。また、同対策班から同月21日より前に示された同文書に至るまでの文書は、試算過程における資料であり、共有すべき文書でないとして、公文書としての取扱いを行っていないことから、本件開示請求1に対する対象公文書として特定しなかったと説明する。

さらに、対象の期間が限定された同趣旨の本件開示請求2に対しては、上記の理由から

請求に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しないとして、本件決定2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年10月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月24日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年6月17日(第229回第二部会)から同年9月16日(第231回第二部会)まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求文書について

審査請求人は反論書において、令和2年3月に〇〇教授から受け取った、新型コロナウイルスの感染予測文書のうち、東京都が同月17日に会議で受け取った文書(以下「17日文書」という。)及び同月19日にメールで収受した文書(以下「19日文書」という。)が存在し、これらは本件開示請求1及び2に対する公文書(以下「本件請求文書」という。)に該当すると主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書のうち、17日文書とは、令和2年3月17日、東京都感染症アドバイザーであり、厚生労働省クラスター対策班にも所属する〇〇教授、東京都福祉保健局感染症危機管理担当部長(以下「担当者」という。)及び東京都健康安全研究センター所長が参加した東京都健康安全研究センターにおける会議の場で示された感染予測の推計値を記載した試算過程の文書であり、19日文書とは、同月19日、〇〇教授から担当者へ送られたメールに添付された文書を指し、17日文書の推計値を一部更新した内容であったとのことである。

なお、実施機関は、17日文書及び19日文書について、既に廃棄したとのことであるが、令和2年8月24日、東京都のホームページ上で、同内容の文書を公表している。公表の趣旨について確認したところ、広く都民に対して情報を公開していくべきとの判断の下、公表したとのことであるが、公表に当たり実施機関は、17日文書及び19日文書を廃棄しており、現に保有していなかったことから、再度〇〇教授から文書を収

受したとのことである。

イ 本件決定1及び2の妥当性について

審査会は、17日文書及び19日文書の取扱いについて実施機関へ確認した。

まず、17日文書には、東京都の新型コロナウイルスに係る感染者数の推計値が記載されていたが、〇〇教授はその積算方法等において見直しを図った上で再度提出を行うとの話であったことから、担当者は試算過程における不完全な資料と捉え、組織共有すべき文書ではないと判断しており、実施機関においても公文書としての取扱いを行わなかったとのことである。このことから、担当者は17日文書を廃棄し、その経緯については、当該担当者が退職した現在においては、確認を行うことが不可能とのことである。

次に、19日文書については、感染者予測の試算過程における推計値のみが示されていたが、速やかに正しいデータに基づく資料に差し替えるとの話を受けたことから、こちらについても公文書としての取扱いを行っておらず、収受した担当者においても他の職員に対して、メールの転送等による組織共有を図った形跡はないとのことである。また、19日文書も担当者によって廃棄されており、その廃棄の日付等は、確認できないとのことである。

そして、実施機関によると、17日文書及び19日文書については、あくまで〇〇教授と医師である担当者との専門家同士のやり取りで示された参考資料としての位置付けであったほか、内容についても一部訂正を要する部分があり、差替え文書を後日担当者が受け取るとの話をしていたことから、条例2条2項の公文書には該当しない旨主張する。

しかしながら、東京都公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号）は、3条において、「実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、この条例に定めるところに従い、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならない。」と規定していることから、本件請求文書は東京都における感染対策に係る政策の形成過程に係る文書であったと考えられ、組織共有すべき文書でないとの理由から、公文書として取り扱わず、かつ廃棄の経緯を確認できないとする実施機関の対応は、不適切であると言わざるを得ない。

他方で、未曾有の感染症拡大の最中、実施機関は、現在においてこそ福祉保健局感

感染症対策部として400名規模の組織体制であるものの、当時においては福祉保健局健康安全部感染症対策課として32名の職員数に止まり、通常想定され得る業務を著しく上回る状況であったと認められ、それが適正な文書管理に問題を生じさせた一因とも言える。

この点、文書管理のあり方について問題があったことは、実施機関も認めているところであり、本件請求文書のように、都民の関心の高い文書については、特に廃棄等の際の文書管理について改めて見直す考えとのことである。

以上のとおり、本件請求文書に係る文書管理は不適切であったと言わざるを得ないものの、本件請求文書については既に廃棄済みであることから、現時点において開示決定を行うことは不可能である一方で、既に再度〇〇教授から収受した文書は東京都のホームページ上で公表されている状況を踏まえると、改めて文書を特定して開示決定を行う実質的な利益はなく、本件決定1及び2は、取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子